

第445回 石川地方最低賃金審議会 議事録

開 催 日 時	令和4年7月29日 金曜日 9時30分～10時5分					
開 催 場 所	金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室					
出席委員	公益代表委員	粟田 真人	木村 弘	高見 俊也	中村 雅代	本間 学
	労働者代表委員	大塚 佳代	徳本 喜彰	増田 明朗	南 芳雄	村上 和幸
	使用者代表委員	尾崎 良一	敷波 利子	橋本 政人	深見 正裕	
	欠 席 委 員	使用者代表委員 眞田 昌則				
	事 務 局	長嶋労働局長 岡村労働基準部長 川崎賃金室長 南出課長補佐 春名賃金調査員 西宮労災・労働保険調査員				
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について</p> <p>(2) 最低賃金に関する実態調査結果について</p> <p>賃金改定状況調査結果</p> <p>最低賃金に関する基礎調査結果</p> <p>(3) その他</p> <p>資料説明</p> <p>特定(産業別)最低賃金の改正申出について</p> <p>その他</p> <p>3 閉会</p>					
議 事 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 別紙のとおり 					

令和4年度 第445回石川地方最低賃金審議会 議事録

令和4年7月29日（金）

9時30分～10時5分

金沢駅西合同庁舎 別館2階共用第2会議室

【高見会長】

おはようございます。

予定されていらっしゃる方皆さんおそろいでございますので、第445回石川地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、審議会の成立状況について報告をお願いいたします。

【事務局】補佐

使用者代表の眞田委員から欠席のご連絡をいただいております。現在、15名中14名のご出席で、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数委員の3分の2以上または公労使各委員の3分の1以上に達していますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開となっておりますが、傍聴希望者はいませんでした。

【高見会長】

それでは、議事に入ります前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。公益委員側は私、高見が行います。労働者側は南委員、使用者側は橋本委員、お願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議題(1)の令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】室長

本日は、本来なら中央からの目安の説明をさせていただく予定だったんですけども、実を言いますと、中央の方では、もうしばらく審議に時間を要するという連絡が今週の火曜日、26日に参りました。よって、本日は、誠に申し訳ございませんけれども、目安についての説明はすることができません。

また、事務局といたしましては、中央から目安が示されたら、速やかに委員の皆さんの方には速報という形で、まずメールをさせていただきます。さらに、郵便により文書を、その目安の答申内容について送付させていただきたいなというふうに考えております。また、目安が示された後の専門部会におきまして、目安について

の説明をさせていただきたいと思っております。どうぞご理解のほどよろしく願いいたします。

【高見会長】

そういう事情であります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問等はありませんでしょうか。

労働者の皆さん、よろしいですか。使用者側の皆さん、よろしいですか。

それから、目安の伝達方法も今説明のあったとおりでよろしいでしょうか。

使用者側の皆さんもよろしいですか。

その他、質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

ないようですので、次に、議題(2)の賃金改定状況調査結果及び最低賃金に関する基礎調査結果について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】補佐

それでは、まず、賃金改定状況調査の結果についてご説明いたします。

資料は別冊2の資料ナンバー1、1ページ、令和4年度賃金改定状況調査結果をご覧ください。今年度の中央最低賃金審議会の審議に資するため、厚生労働省が本年5月から6月にかけて実施したもので、対象は今年度の6月の賃金となっております。調査対象事業所、調査項目等につきましては、お手元の資料の調査概要の内容をご確認ください。令和4年度賃金の引上げ状況につきましては、資料の6ページ及び7ページになります。7ページの第4表、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率をご覧ください。石川県は目安ランクがCですが、表の左上にございますとおり、今年度の賃金上昇率は1.6%となっております。昨年、令和3年の賃金上昇率は0.5%でございました。

続きまして、最低賃金に関する基礎調査の結果について御説明いたします。

本調査は、石川地方最低賃金審議会の審議に資するため、石川労働局が本省から送付された名簿の中から石川県内にある地域別最低賃金適用産業及び特定最低賃金適用産業の2,054件の事業所を対象に、本年5月中旬から7月上旬にかけて実施いたしました。

調査項目は、本年6月の各事業所の性別、就業形態、年齢、勤務年数、賃金、労働日数、1日の所定労働時間数となっております。計結果を取りまとめた総括表につきましては、本日資料の別冊1をご覧ください。表紙を1枚おめくりいただいて、ナンバー1からナンバー6の資料が総括表となっております。

次に、総括表の見方について、簡単にご説明いたします。別冊1の1ページをご覧ください。総括表はA3サイズとなっております。上段の真ん中辺り、総括表(1)の右隣に「産業」とございますが、これは調査対象事業所を産業別に分類したものの

で、地賃適用産業のみとは、石川県内で特定賃金が適用される産業を除いた地域別最低賃金のみが適用される産業を表しております。なお、各産業毎に1から3ページの集計表となっております。資料のナンバー2からナンバー6につきましても、対象となる産業が示されております。

資料1に戻っていただいて、次に、総括表の左端の項目を御覧いただきますと、「時間当たり所定内賃金(3手当を除く)」とございますが、これは、実際に支払われた賃金ではなく、欠勤、退勤、早退等することなく働いた場合に支払われる基本給1時間当たりの金額です。賃金額は階級別となっており、現在、石川県最低賃金861円より10円低い851円から50円高い911円までを1円刻み、それから、912円から919円を経て、920円以上は10円刻み、1,000円以上は100円刻みになっています。

次に、1ページに戻っていただいて、時間当たりの所定内賃金の右隣に合計の欄がございますが、これは総括表に示された産業における累積の全労働者数を示しております。

次に、賃金階級ごとの合計欄ですが、上段が賃金階級ごとの累積労働者数で、下段の括弧内が累積の構成比で、当該賃金が労働者全体の何%までの比率に達しているかを示しております。

黄色の帯の段で、現在の石川県最低賃金である時間当たり861円の欄をご確認ください。合計欄の上段に「4403」、下段に「(2.6)」とありますが、これは、石川県内で特定賃金が適用される産業を除いて、地域別最賃のみが適用される産業の全労働者168,338人のうち、賃金が861円以下の労働者が累積で4,403人おり、労働者全体の2.6%に達していることを示しています。あと、規模別、地域別、年齢別につきましても、同様の見方をいたしますので、後ほどご確認ください。

以上が総括表の見方となります。同じくNo.2からNo.6はこの産業における総括表となりますので、併せてご確認ください。

最後に、最低賃金を引き上げた場合の引上げ額、引上げ率と影響率の関係についてご説明いたします。本日の資料の別冊1の19ページ、最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表をご覧ください。

なお、影響率とは、最低賃金が改正された場合に当該最低賃金を下回る労働者、つまり、最低賃金の改定により影響を受ける労働者の全体に対する割合を示すものです。例えば、石川県最低賃金の引上げ額が3円で、864円となった場合について、ご覧の表の項番4をご覧ください。最低賃金の引上げ額が3円ですと、引上げ率は0.35%、影響率は2.70%、未満労働者数が4,541人となります。これは、石川県内で特定最賃が適用される産業を除いて、地域別最低賃金のみが適用される産業の

全労働者のうち 2.70%の労働者、つまり、4,541 人の労働者の賃金が最低賃金未満になるということです。

最後に、資料を 1 枚おめくりいただいて 21 ページ、時間額に対するその当該労働者数の分布及び、もう 1 枚おめくりいただいて 22 ページ、時間額に対するその当該労働者数の累積度数分布は、賃金階級別に該当する労働者の分布を示すグラフとなっております。

【高見会長】 ただいまの賃金改定状況調査結果、それから、最低賃金に関する実態調査結果の説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

労働者側の皆さん、よろしいでしょうか。使用者側の皆さん、いかがですか。

それでは、次に移りたいと思います。続きまして、議題 2 (3) その他の資料説明ですけど、賃金調査結果以外の資料について説明をお願いいたします。

【事務局】 室長 それでは、私の方から説明をさせていただきます。

本日配付させていただいた資料、まず、式次第と一緒に資料目次ということで、ナンバー 1 から 5 までお付けしておる資料と、あと、別冊 1、別冊 2、別冊 3 の 4 つの資料となります。順番にご説明をさしあげます。

まず、式次第のついておる資料目次の資料を御覧ください。この資料の 1 番目は、ページ数でいうと 1 から 10 ページまでになります。こちらは、内閣府が 7 月 26 日付で発表しました月例経済報告となっております。

この 1 ページ目、最初の方を見ていただきたいんですけど、真ん中辺りに、景気は緩やかに持ち直していると記載されております。

次に、ちょっとページを飛んでいただきまして、11 ページから 16 ページまでが資料ナンバー 2 となります。こちらは日本銀行金沢支店が 7 月 8 日に発表しております。石川県金融経済クォーターリーとなっております。こちらの概況をちょっとご覧ください。石川県の景気の状態を書いてございます。石川県の景況は、基調としては持ち直していると記載されております。

次に、資料ナンバー 3 になります。ページ数は 17 ページから 22 ページまでとなっております。こちらは私どものハローワーク金沢のほうで令和 4 年 7 月に発表しました、令和 4 年 5 月の内容の雇用賃金情報となっております。この資料の対象地域は、羽咋、金沢、津幡の出張所も含まれるんですけどあと白山、小松の各ハローワークが対象となっております。こちらの資料をぱっと見て分かるかと思うんですけど、フルタイムとパートタイムと分けさせていただいております。あと、それについて求人募集賃金額と求職者が希望される賃金額が、各業種ごとに記載されて

おります。あと、グラフの関係になっております。一応こういう求人の募集の賃金額と求職者がどれだけ希望されているかということが分かる資料となっております。

次に、資料ナンバー 4 になります。ページ数は 23.24 になります。こちらはその後開催されます石川県最低賃金専門部会委員の皆様と事務局の名簿となっております。

こちらの資料の最後になります。25 ページ目から裏は載ってないんですけど、34 ページまでになります。こちらは 7 月 22 日までに申出がございました特定最低賃金の改正決定を求める申出書の写しとなっております。

次に、別冊 1 になります。こちらは今ほど事務局の方から説明をさせていただきました最低賃金に関する基礎調査の集計結果となります。説明は省略させていただきます。

次、別冊 2 をご覧ください。こちらは中央の方で目安の小委員会で審議しております資料となっております。2 回目、3 回目、4 回目の配付資料になります。順番に説明をさせていただきます。

まず、1 ページから 10 ページまでにつきましては、先ほど事務局の方から説明をさせていただきました最低賃金に関する基礎調査の賃金改定状況調査結果となっております。

次に、資料 2 は、11 ページから 14 ページまでとなっております。こちらは 11 ページに書いてございますけれども、生活保護と最低賃金の関係を確認できる資料となっております。

ページを 1 枚めくっていただいて 12 ページ目は令和 2 年度のものの、13 ページ目は令和 3 年度のものになっております。いずれも左から 20 番目、岡山県の隣、石川県を赤で囲んでございます。こちらを見ていただいたらお分かりの、上の方が最低賃金額、下の方が生活保護費ということで折れ線グラフになっております。いずれもこれを見ていただいても最低賃金が生活保護費を上回っていることがご確認できるかと思えます。

次に、15 ページから資料ナンバー 3 になります。15 ページから 18 ページまでになります。こちらは地域別最低賃金のランクごとの未満率と影響率を平成 24 年から年度ごとに記載した資料となっております。石川県は C ランクとなりますので、ちょうど真ん中辺りになりますが、C ランクの平成 24 年度以降の推移をご覧ください。下の方の段、影響率なんですけれども、平成 24 年から平成 29 年度までは 5 % 台、平成 30 年になりまして 12.7%、平成元年度が 13.9%、令和 2 年が 4.5%、昨年度が 15.4% が影響率になります。ちなみに、平成 30 年度からの引上

げ金額になるんですけれども、平成 30 年度は 25 円、令和元年が 26 円、令和 2 年度が引上げ額 1 円、昨年度が 28 円の引上げとなっております。あと、上の段からは未満率が確認できるかと思えます。

あと、これも参考なんですけど、このページの下辺りに未満率と影響率について説明がされておりますので、またご確認いただければと思います。

次に、資料ナンバー 4 になります。こちらは 19 ページからちょっと多いんですけれども、60 ページまでになります。こちらは賃金分布に関する資料となっております。各都道府県ごとのランクごとにまとめられた労働者の賃金額の分布の状況をグラフで示したものとなっております。このデータの出元は、昨年 6 月に調査を行いました賃金構造基本統計調査を基に作成したものとなります。

この 26 ページ目をご覧ください。向かって左の下の方、これは当局、石川県の状況になっております。石川県の一般労働者と短時間労働者を合わせた労働者の賃金分布になりますけれども、昨年度の改正前の 833 円を基準としておりまして、その賃金の分布状況を示すものです。これをぱっと見ていただいたら、おおよそなんですけれども、833 円のところに約 3,200 人ぐらいが分布しているというふうに確認できるかと思えます。

次に、資料ナンバー 5 になります。61 ページから 108 ページまで、かなりあるんですけれども、こちらの資料は、令和 4 年 6 月に内閣府から発表されました月例経済報告主要経済指標となっております。この資料の構成といいますか、中身なんですけれども、我が国経済状況について 13 の指標、あと、右の方に書いてございますけど、海外経済の状況について、アメリカ、アジア地域、ヨーロッパ地域、国際金融の 4 つに分けた指標となっております。こちらの方はまたご覧いただければと思います。

次の資料ナンバー 6 になります。109 ページをご覧ください。こちらは右の上に「参考資料ナンバー 1」と表記されております。これは中央の目安審議の際に委員から追加要望があった資料をお付けしております。この資料は、中小企業への支援策関係と新型コロナ関連破綻件数と倒産件数の推移及び要因別で見た倒産件数について記載というか、示されている資料になります。

次に、資料ナンバー 7、8 なんですけれども、これはページ数でいうと 117 ページから 122 までと、123 から 128 ページとなっております。こちらは先日、7 月 7 日の当審議会でも別冊 2 - 2 ということで、第 1 回目安に関する小委員会の配付資料のうち、足下の経済状況等に関する補足資料と主要統計をおつけしているんですけれども、そのデータが一部更新されているということで、今回、資料としてお付けさせていただいております。

次に、資料ナンバー 9 は 129 ページから 131 ページとなっております。こちらは右上に「参考資料」と書いてございます。委員からの追加要望資料というふうになってございます。

1 枚めくっていただくと、130 ページ、一部速報値となっておりますけれども、2012 年から本年 6 月までの国内企業物価指数と輸入物価指数の推移が記載されております。

次に、132 ページから 134 ページ、こちらは先ほど事務局から説明させていただいたものなのですが、さらに本省の方でデータを加工しまして、目安審議の際にお示しした資料になります。簡単に説明しますと、今年度、改定状況調査を行いまして、令和 3 年 6 月と令和 4 年 6 月のいずれにも在籍していた労働者の方を抽出しまして作成した第 4 表となっております。

参考までに、134 ページを見ていただくと、向かって左の計の方、産業計の C ランクでございます。こちらを見ていただくと、こちらのデータでいくと 2.0 となっております。

次、資料ナンバー 9 と 10 なんですけれども、9 は 135 ページから 140 ページまで、10 は 141 ページから 144 ページまでとなっております。これにつきましては、先日、7 月 7 日にお示しをしました別冊 2 - 2 のデータが更新された資料となっております。

最後に、別冊 3 をご覧ください。こちらは昨日、日本労働組合総連合石川県連合会さんから当石川労働局長宛てに提出された要請書となっております。要請内容につきましては、最低賃金に関する事項でありますので、今回、資料としておつけさせていただいております。また、要請書につきましては、後日、本省の労働基準局長宛てにご報告をさせていただく予定にしております。

【高見会長】

ただいま事務局から説明がありました別冊 3 の日本労働組合総連合石川県連合会から提出されました要請書につきまして、労働者側の皆さんから補足説明等がありでしたらお願いしたいと思います。

【南委員】

労働者を代表しまして一言申し上げたいと思います。要請書につきましては、添付されておりますとおり、労働局長宛てということでございまして、最低賃金の引上げに当たって様々な施策、この部分を国にしっかりと要請をしていただきたいというのが大きな主旨となっております。現在、中央審議会でも目安は示されておられません、目安が示された場合には、石川県においてもこちらを尊重した審議をぜひお願いしたいということでございます。

- 【高見会長】 使用者側の皆さん、今の説明も伺いまして、ご意見等はございますでしょうか。
- 【橋本委員】 特にないです。
- 【高見会長】 よろしいですか。
公益の皆さんもよろしいですか。
そうしましたら、今の連合さんの説明資料、他の資料につきましても、何かご質問等はございませんか。よろしいですか。
労働者側の皆さん、よろしいでしょうか。
使用者側の皆さんもよろしいですか。
- 【橋本委員】 はい。
- 【高見会長】 ないようですので、次に、議題3(2)の特定最低賃金の改正申出につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
- 【事務局】補佐 特定最低賃金の改正申出の締切りは7月末日までとなっており、お手元の資料ナンバー5の25ページ以降のとおり、現在、紡績、機械、自動車、電機、百貨店の5件の特定最低賃金について、それぞれ改正決定の申出書の提出を受けております。今後、申出内容を審査し、申出要件を満たしているかなどを確認し、その結果を8月26日開催予定の本審で報告することとしております。
- 【高見会長】 今の説明のとおりであります。ご質問、ご意見いかがでしょうか。
労働者側の皆さん、特に補足はよろしいですか。
使用者側の皆さん、いかがですか。
- 【橋本委員】 これは事前審議をする予定になっているので、今、ここでの意見は控えます。
- 【高見会長】 分かりました。またその機会をお願いいたします。
それでは、次に、議題(3)その他に入りたいと思いますが、事務局の方から何かありますでしょうか。
- 【事務局】補佐 特にございません。

【高見会長】

特にないということです。

本日予定しておりました議題はこれで終わることになります。今年は、ちょっと目安が例年と違いまして遅れていますが、中央の方で審議を尽くそうということだと認識しておりますので、それを見守った上で、また石川県の方でも十分審議を尽くさせていただきたいなと思っております。

特に他にご意見等よろしいですか。

それでは、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

【事務局】補佐

石川県最低賃金専門部会の委員につきまして、公益委員については、局長が任命を行い、労働者代表委員、使用者代表委員については、関係労働組合及び関係使用者団体から推薦があった候補者から局長が任命を行ったところです。各委員については、資料ナンバー5の23ページの専門部会委員名簿のとおりとなっておりますのでご報告いたします。

次回の本審議会は、8月12日金曜日9時半から、本日と同じ共用第2会議室での開催を予定しておりますが、この後開催いたします第1回専門部会において第2回目以降の日程を調整する予定としておりますので、開催日時については改めて郵便により送付させていただきたいと思っております。

【高見会長】

今のご説明のとおり、今年は異例の展開になっておりますけれども、ご理解いただければありがたいと思います。

次回の本審議は公開といたしますが、仮に金額審議となった場合は、その時間帯は非公開とすることといたしたいと思っております。

以上をもちまして、本日はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。